ACSES ニュースレター_２２７１号（2022 年 2 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(棚(洗面化粧台用))〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・火災予防啓発映像「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」の制作・発表〈総務省消防庁〉
・規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～〈厚生労働省〉
・のぞき見、盗み聞きにご用心　リモート増で自治体に指針〈Web 報道〉
・「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！〈厚生労働省〉
・令和３年度自殺対策強化月間の主な取組を公表します〈厚生労働省〉
・性暴力、友人や先輩から…　学生 134 人調査、ハンドブック作成〈新聞報道〉
・アサリの産地調べる新手法を開発 産地偽装の抑止なるか〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原発重大事故想定し訓練、佐賀　避難手順や連携確認〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 455 号）〈官報〉
[4] 飼料
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 42 号）〈官報〉
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 465 号）〈官報〉
◇「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト」を更新し、「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度)」を策定しました〈農林水産省〉
[6] 環境安全関係
◇令和２年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について〈環境省〉
◇令和２年度騒音規制法等施行状況調査の結果について〈環境省〉

柊南天（ヒイラギナンテン）

◇令和２年度振動規制法等施行状況調査の結果について〈環境省〉
◇（仮称）丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇（仮称）丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［7］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　２件
［8］その他省庁発表　　３件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　７件　　［開催記録、報告、資料等］　　３件
［10］海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：５件　　○米国：６件　　○カナダ：２件　　○韓国：２件
○オーストラリア：２件
［11］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件
［付録］
◇そのセキュリティ警告画面・警告音は偽物です！「サポート詐欺」にご注意！！－電話をかけない！電子マネーやクレジットカードで料金を支払わない！－〈国民生活センター〉
◇【若者向け注意喚起シリーズ＜No.9＞】タレント・モデルなどの契約トラブル－あなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて！－〈国民生活センター〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027722/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220225_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：96 件
うち重大事故等として通知された事案：36 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027719/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220225_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):7件
(2)事故情報(食中毒情報)：7件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：36件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：10件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(棚(洗面化粧台用))
＜消費者庁　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027725/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220225_01.pdf

特記事項:タカラスタンダード株式会社が製造した棚(洗面化粧台用)のリコール(無償点検・修理)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油ストーブ（開放式）２件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件
（うち照明器具（天井埋込式）１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、温水洗浄便座１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、換気扇１件、自転車１件、棚（洗面化粧台用）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件
（うちはしご（ロフト用）１件、電気洗濯機１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、食器（コップ、耐熱ガラス製）１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・火災予防啓発映像「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」の制作・発表

＜総務省消防庁　2022 年 2 月 25 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220225_yobou_1.pdf

消防庁では、住宅において居住者が自ら効果的な防火対策を行えるように、火災予防啓発映像「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」を制作しました。

１ 火災予防啓発映像制作の経緯

令和２年中に発生した住宅火災では 899 人の死者が発生しています。また、近年の住宅火災による死者数をみると、65 歳以上の高齢者の占める割合が約７割と高水準で推移している状況であり、さらなる高齢化の進展が見込まれ、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想されます。

このような背景から、消防庁では各消防本部及び関係団体等に活用いただいている「住宅防火 いのちを守る 7 つのポイント」について、近年の火災を取り巻く状況の変化や、高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」へ改正を行いました。

２ 火災予防啓発映像の内容

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、電気機器、ストーブ、こんろなど、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。

本映像資料は、住宅において居住者が自ら効果的な防火対策を行えるように、日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として取りまとめた、４つの習慣、６つの対策からなる「住宅防火いのちを守る 10 のポイント」をわかりやすく紹介する内容となっております。(別紙参照)

３ 展開

本映像資料は、自由に視聴が可能となるよう、消防庁ホームページに掲載するほか、各種メディア、全国の消防機関等を通じて、幅広く活用していただくこととしております。

＜消防庁ホームページ URL＞　https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/

・規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～

＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ni020s9z1uBlUBY

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務づけられている墜落制止用器具の安全性を確保するため、販売されている製品の構造、性能、強度等を試験する、買い取り試験を実施しています。

その結果、墜落制止用器具の一部製品に、構造、性能、強度等が国家規格で定める要件を満たしていないものがあることが判明しました。厚生労働省では、国家規格で定める要件を満たしていない製品を所有者が使用した場合、安全への影響を生じるおそれがあることから、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ウェブサイトでその事実を公表します。

これらの国家規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法により、高所作業等で使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売

業者の関係団体に宛てて、注意喚起の通達を発出しました。高所作業等を行う場合には、適切な墜落制止用器具を使用してください。
国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具

・のぞき見、盗み聞きにご用心　リモート増で自治体に指針
＜共同通信　2022 年 2 月 26 日＞　https://nordot.app/870237602460876800?c=39546741839462401
　総務省は 26 日、都道府県や市区町村向けの情報セキュリティー指針の改定案をまとめた。新型コロナウイルス禍で職員のテレワークが増えたことを受け、部外者によるのぞき見や盗み聞きを防ぐ環境が必要だと指摘、漏えい対策強化を求めた。月内にも正式決定する。
　指針は 2001 年に策定後、有識者の意見を基に改定を重ねてきた。今回はコロナ禍で急速にデジタル化が進んだことを踏まえた。
　テレワークでは、機密情報を扱う画面を部外者に見られたり、個人情報を含む内容をオンライン会話中に盗み聞きされたりしないため、不特定の人が利用する場所を避けて作業するよう促した。

・「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！
カスハラ対策マニュアル・リーフレット・ポスターが完成
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ni020s9z1uBlcBY

・令和３年度自殺対策強化月間の主な取組を公表します　　3 月：自殺対策強化月間
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p13WD1eYwwlaMm41Y

・性暴力、友人や先輩から…　学生 134 人調査、ハンドブック作成
＜朝日新聞　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2S6K20Q2HPIHB01Q.html
　関西学院大の学生らが、学内で性暴力に関するアンケートを実施し、その結果をもとに「性暴力防止ハンドブック」を作った。性暴力を「受けたことがある」と答えた人の約4割が誰にも相談できなかったことから、「同世代に性的同意の必要性について知ってほしい」と取り組んだ。
　人間福祉学部3年生の3人が、コロナ禍で若年層の予期しない妊娠や家庭内での性暴力が増加傾向にあると知り、昨年7月、学内の教員らの協力のもと、学生に性暴力の実態について聞いた。女性100人、男性32人、その他2人が回答した。
　これまでに受けたことがある性暴力を聞くと（複数回答可）、「身体的特徴への言葉の嫌がらせ」20・9%、「同意のないボディータッチ」20・1%、「痴漢」14・9%、「盗撮」9・7%、「ストーカー行為」8・2%、「同意のない性行為」1・5%だった。「ない」としたのは44・8%だった。
　加害者は半数以上が面識のない人だったが、友人34・4%、先輩11・5%と続いた（複数回答可）。
　誰にも相談しなかった理由に…

・アサリの産地調べる新手法を開発 産地偽装の抑止なるか
＜NHK　2022 年 2 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220227/1000077176.html
アサリの貝殻を分析することで産地を調べることができる新たな手法を東京大学などの研究グループが開発し、「産地偽装の新たな抑止力になれば」としています。
アサリの産地を調べる方法は、国や地域ごとに特徴のある微量な元素を指標に調べる手法がありますが、水温や塩分の変化による影響を受けることがあり、正確に産地を特定することは難しいとされていました。
東京大学の田中健太郎特任研究員らの研究グループは、ネオジムという元素の同位体と呼ばれる、重い元素と軽い元素の比率が国や地域によって異なり、しかも温度や塩分の影響をほとんど受けずにアサリの貝殻に取り込まれることを見つけました。
これを利用して国内の１２か所と中国の４か所のアサリを使って国内と中国で採取したものを見分けることができたほか、国内の東日本と西日本でも区別することができたということです。

研究グループは熊本県産として販売されていたアサリについて、中国産の値を示したものがあったことを確認していて、産地を調べる新たな手法になるとしています。
東京大学大気海洋研究所の田中健太郎特任研究員は「今回の手法が産地偽装の抑止力になれば」と話しています。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・原発重大事故想定し訓練、佐賀　避難手順や連携確認
＜共同通信　2022 年 2 月 27 日＞　https://nordot.app/870208659954892800?c=39546741839462401
　佐賀、福岡、長崎の 3 県などは 26 日、九州電力玄海原発（佐賀県玄海町）で重大事故が起きたと想定した防災訓練を行った。地元住民に加え、消防や自衛隊など 56 機関が参加して避難手順や連携を確認した。
　訓練は、唐津市北部を震源とし玄海町で震度 6 弱の地震が発生し、玄海原発 4 号機から放射性物質が放出したと想定。国や 3 県を結んでテレビ会議を開き、情報伝達の方法を確認した。新型コロナウイルス対策のため、バスを使った避難は省いた。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022年2月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24134.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022年2月27日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00338.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年２月27日版）
＜厚生労働省　2022 年 2 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24133.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p13WD1eYwwlaMho1Y

◇国内の主流は「BA.1.1」新型コロナ オミクロン株
＜NHK　2022 年 2 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220227/k10013503091000.html
新型コロナウイルスのオミクロン株について東京医科歯科大学のグループがウイルスの遺伝子を解析したところ、国内で主流となっているのはオミクロン株の中でも「BA.1.1」と呼ばれる系統のウイルスだったとする調査結果を発表しました。
73%が「BA.1.1」
調査は東京医科歯科大学の武内寛明准教授などのグループが行いました。
グループでは去年 12 月から今月中旬までの新型コロナの患者 40 人を対象にウイルスの遺伝子を解析した結果、およそ 9 割がオミクロン株で、このオミクロン株のうち 73%が「BA.1.1」という系統だったということです。
「BA.1.1」は「BA.1」がさらに変異したウイルスで、国内での集計では「BA.1」に含まれていますが、WHO＝世界保健機関では感染拡大が懸念されている「BA.2」とともに、オミクロン株の系統の 1 つとして監視の対象としているということです。
武内准教授は「デンマークなど『BA.1.1』の報告が少なかった国では『BA.2』への置き換わりが早かったが、海外の状況を見ると『BA.1.1』が主流の国では置き換わりが遅い可能性がある。オミクロン株の流行は長引くおそれがあり、医療機関のひっ迫を抑えていくことが重要だ」と話していました。

[対策・予防]

◇政府、まん延防止の延長視野　三大都市圏の 10 都府県

＜共同通信　2022 年 2 月 27 日＞　https://nordot.app/870609802469867520?c=39546741839462401

政府は新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置を巡り、3 月 6 日までの期限で適用している 31 都道府県のうち首都圏、東海圏、関西圏の 10 都府県について、期限延長を視野に検討に入った。病床使用率の高止まりが続く状況を考慮した。複数の政府関係者が 27 日、明らかにした。

10 都府県は埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫。岸田文雄首相は 27 日、厚生労働省幹部らを公邸に集めて対応を協議。自治体の意向や専門家の意見を踏まえて週内に判断する方針を確認した。残る 21 道県を期限通りに解除できるかどうかも含め、今後の推移を慎重に見極める。

◇<u>省庁発表</u>

・外国人の新規入国制限の見直しについてを掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7ky67N8J-2-1oLRY
・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8lCm8MMV53OpvOhY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ni020s9z1uBigBY
・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ni020s9z1uBjABY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・質問票の提出について掲載しました
＜厚生労働省　2022年2月25日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html
・令和４年４月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24071.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022年を更新しました
＜厚生労働省　2022年2月25日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html
・保健・医療提供体制確保計画
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00062.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2022年2月25日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・令和４年４月以降の雇用調整助成金の特例措置等について
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/r404cohotokurei_00001.html
・ 新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html

---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7ky67N8J-2-1ojRY

・日本からCEPI（セピ）に対する新たな拠出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24098.html

２月２５日、岸田文雄総理大臣は、国際的なワクチンの開発・製造を担う CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）のリチャード・ハチェット CEO と電話会談を行い、CEPI に対して、日本政府から、今後５年間で３億ドルの拠出を新たに行うことを伝えるとともに、現下の新型コロナへの対応及び将来のパンデミックへの備えのために、CEPI との連携を強化していくことを確認しました。

◇大学等関係

・教職員など対象に早めにワクチン接種 千葉県が会場設置へ

＜NHK　2022 年 2 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220226/1000077144.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・休校休園で仕事休む保護者の支援制度 6 月末まで延長へ 厚労省

＜NHK　2022 年 2 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220226/k10013502281000.html

****

[3] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 455 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 25 日　本紙　第 682 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225h00682/20220225h006820005f.html

肥料の新規登録 12 件が公示された。

****

[4] ***飼料***

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

［官報］　令和 4 年 2 月 25 日　本紙　第 682 号　10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225h00682/20220225h006820010f.html

確認を受けた品種：トウモロコシ

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 42 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 25 日　号外　第 40 号　16～40 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225g00040/20220225g000400016f.html

○厚生労働省告示第 42 号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項及び第三項並びに食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準等の一部を次のように改正する。ただし、第一条中マルメロに残留するキャプタンの量の限度、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、もも及びもも(果皮及び種子を含む。)に残留するシアソファミドの量の限度、米、そば、小豆類、えんどう、ばれいしよ、さといも類、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、たけのこ、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜(ずいき及びれんこんに限る。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、いちご、かき、バナナ、キウィー、キウィー(果皮を含む。)、アボカド、ハイチダブル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、くり、その他のナッツ類、茶、カカオ豆、

ホップ、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するシペルメトリンの量の限度、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するゼラノールの量の限度、かぼちや、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実及びグアバに残留するピリオフェノンの量の限度、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、キウィー及びキウィー(果皮を含む。)に残留するプロシミドンの量の限度並びにすいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、もも及びもも(果皮及び種子を含む。)に残留するマンデストロビンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和４年２月 25 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件

（食品、添加物等の規格基準の一部改正）

第一条　食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次の表のように改正する。

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　(略)

６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―規格基準が改正された農薬類の成分である物質の名称のみ抜粋、掲載＜ACSES 事務局＞―

アルベンタゾール
キャプタン
シアゾファミド
シペルメトリン
ゼラノール
ピリオフェノン
フルオキサストロビン
プロシミドン
マンデストロビン
削る

(2)～(15)

７　６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

(削る)　シペルメトリン
(削る)　ゼラノール

(2)～(6)(略)

８　(略)

９　次の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

食品（６の(1)の表の第２欄及び７の(1)の表の第２欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

(削る)　シペルメトリン

10～12　（略）

（組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部改正）

第二条　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項第四号中「第十条」を「第十二条」に、「第十一条第一項」を［第十三条第一項］に改める。

（食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量及び食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部改正）

第三条　次に掲げる告示の件名及び規定中「第十一条第三項」を［第十三条第三項］に改める。

一　食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（平成十七年厚生労働省告示第四百九十七号）

二　食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第 465 号）

［官報］　令和４年２月 25 日　号外　第 40 号　41～42 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225g00040/20220225g000400041f.html

検査対象生物の種類：パパイヤ

◇「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト」を更新し、「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度）」を策定しました

＜農林水産省　2022 年２月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/220225.html

農林水産省は、食品安全の観点から当省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストの更新を行い、カンピロバクター、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、リステリア・モノサイトジェネス、E 型肝炎ウイルス、A 型肝炎ウイルスの７種について、引き続き優先的にリスク管理を行うことを決定しました。また、これらの有害微生物について、令和４年度から令和８年度までの５年間に実施する予定の実態調査の中期計画を策定しました。

1.概要

安全な食品の安定供給は、農林水産省の重要な任務の一つです。農林水産省は、食品中の有害微生物の実態調査結果や食中毒の発生状況、衛生管理による汚染の防止、低減等に関する知見をもとに、食中毒による健康被害の発生を未然に防ぐため、食品の安全性を向上させる措置を策定し普及しており、科学的原則に基づくとともに、国際的に合意された枠組みに則った食品安全行政を推進するため、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年８月 25 日公表。以下「標準手順書」という。）を作成し、標準手順書に記載された作業手順書に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理を実施するに当たっては、標準手順書に基づいて、有害微生物の病原性や健康被害の発生状況などの収集した食品安全に関わる科学的知見、消費者・生産者・食品事業者等の関係者の意見、コーデックス委員会や諸外国政府の動向を考慮に入れた上で、有害微生物の中から、農林水産省として優先的にリスク管理を行うもの

を選定しリスト化するとともに、当該リストに掲載した有害微生物について、調査対象とする食品群等を示した中期計画を策定しています。
今般、最新の情報・知見、リスク管理検討会における意見、情報の交換、パブリックコメントにおける意見等に基づいて、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト」（別添１ 参照）を更新し、カンピロバクター、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、リステリア・モノサイトジェネス、E 型肝炎ウイルス、A 型肝炎ウイルスの７種を、引き続き優先的にリスク管理を行うべき有害微生物として選定しました。今回の更新によって、優先リストに新たに追加又は削除した有害微生物はありません。
また、優先リストに掲載した有害微生物のうち、令和４年度から令和８年度までの５年間で調査を実施すべき有害微生物と食品群の組合せを明示した「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度）」（別添２ 参照）を策定しました。
詳細は、別添資料をご覧ください。
2.今後の対応
優先リストに掲載した有害微生物について、サーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度）に基づいて調査を計画的に実施します。
調査によって得られたデータ等に基づいて、食品の安全性を向上させる措置の必要性やその具体的内容の検討、既に講じている食品の安全性を向上させる措置の有効性の検証・見直しを実施します。
今後５年間（令和４年度～令和８年度）における食品の安全性向上に向けた取組の計画案については、別添３をご覧ください。
農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象としなかった有害微生物についても、引き続き情報収集や食中毒予防等に関する情報発信を行います。
3.用語の解説
リスク管理：すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。
サーベイランス：問題の程度、又は実態を知るための調査のことを指す。例えば、ある有害微生物がどのような家畜にどれくらい保菌されているのか、食品をどれくらい汚染しているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。
モニタリング：矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す（現時点では、モニタリングに該当する調査はない。）。
4.関連情報
農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書
（平成 17 年８月 25 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/index.html
リスク管理検討会
https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/arc.html
「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（案）」の更新及び「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度）（案）」の策定に関する意見・情報募集の結果について
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003415&Mode=1（外部リンク）
＜添付資料＞
（別添１）農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/attach/pdf/220225-2.pdf
（別添２）食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和４年度～令和８年度）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/attach/pdf/220225-1.pdf
（別添３）今後５年間（令和４年度～令和８年度）における食品の安全性向上に向けた計画案について（有害微生物編）

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/attach/pdf/220225-3.pdf

****

[6] ***環境安全関係***

◇令和２年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110580.html

都道府県等からの報告に基づき、令和２年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和２年度は 15,438 件（前年度 12,020 件）で、前年度に比べ 3,418 件（28.4%）増加しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く 5,536 件（全体の 35.9%）、サービス業・その他が 2,025 件（同 13.1%）、個人住宅・アパート・寮が 1,936 件（同 12.5%）等でした。

（２）悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和２年度末時点で、全国の市区町村数の 75.4%に当たる 1,313 市区町村（前年度 1,286 市区町村）でした。

（３）臭気判定士の免状の取得状況

平成８年に創設された臭気判定士の令和２年度末時点での臭気判定士免状取得者数は 3,163 名（前年度 3,218 名）でした。

（４）悪臭防止法に基づく措置の状況

令和２年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は 5,253 件（前年度 4,495 件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,701 件（同 1,496 件）、報告の徴収は 416 件（同 276 件）、悪臭の測定は 176 件（同 78 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 46 件（同 32 件）でした。また、行政指導が 1,393 件（同 1,269 件）、同法に基づく改善勧告が５件（同３件）、改善命令が０件（同０件）でした。

３．その他

令和２年度悪臭防止法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和２年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。　https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html

添付資料

(別紙)令和２年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117474.pdf

◇令和２年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110584.html

都道府県等からの報告に基づき、令和２年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和２年度末において、全国の市区町村数の 71.3%に当たる 1,241 市区町村（前年度 1,242 市区町村）でした。

令和２年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 307 市区町村（同 315 市区町村）であり、全測定地点 2,537 地点（同 2,628 地点）のうち、89.3%（同 89.0%）に当たる 2,265 地点（同 2,340 地点）で環境基準を達成していました。

（２）騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和２年度は 20,804 件（前年度 15,726 件）で、前年度に比べ 5,078 件（同 32.3%）増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く 7,841 件（全体の 37.7%）、工場・事業場が 5,554 件（同 26.7%）、営業が 1,911 件（同 9.2%）等でした。

（３）騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和２年度末時点で、全国の市区町村数の 76.4%に当たる 1,330 市区町村（前年度 1,311 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和２年度末時点で、全国で 209,106 件（同 211,468 件）でした。また、同法に基づき令和２年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、85,119 件（同 86,268 件）でした。

（４）騒音規制法に基づく措置の状況

令和２年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 593 件（前年度 553 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 99 件（同 98 件）、立入検査は 348 件（同 365 件）、騒音の測定は 154 件（同 195 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 70 件（同 99 件）でした。また、行政指導が 401 件（同 414 件）、同法に基づく改善勧告が２件（同１件）、改善命令が１件（同０件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 2,207 件（同 2,015 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 387 件（同 223 件）、立入検査は 1,563 件（同 1,508 件）、騒音の測定は 292 件（同 220 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 68 件（同 60 件）でした。また、行政指導が 1,814 件（同 1,675 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は０件（同０件）でした。

３．その他

令和２年度騒音規制法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和２年度騒音規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。　　https://www.env.go.jp/air/noise/index.html

添付資料

(別紙)令和２年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117480.pdf

◇令和２年度振動規制法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110585.html

都道府県等からの報告に基づき、令和２年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和２年度は 4,061 件（前年度 3,179 件）で、前年度に比べ 882（27.7%）件増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、2,867 件（全体の 70.6%）、工場・事業場が 622 件（同 15.3%）、道路交通が 266 件（同 6.6%）等でした。

（２）振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和２年度末時点で、全国の市区町村数の 72.1%に当たる

1,255 市区町村（前年度 1,235 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和２年度末時点で、全国で 127,332 件（同 130,146 件）でした。また、同法に基づき令和２年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、46,973 件（同 47,068 件）でした。

（３）振動規制法に基づく措置の状況

令和２年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 108 件（前年度 87 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 23 件（同 12 件）、立入検査は 74 件（同 67 件）、振動の測定は 22 件（同 24 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは２件（同３件）でした。また、行政指導が 82 件（同 63 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が０件（同０件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 749 件（同 606 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 127 件（同 61 件）、立入検査は 561 件（同 474 件）、振動の測定は 84 件（同 66 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 7 件（同 10 件）でした。また、行政指導が 612 件（同 504 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が０件（同０件）でした。

３．その他

令和２年度振動規制法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和２年度振動規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。　　https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html

添付資料

(別紙)令和２年度振動規制法等施行状況調査の結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117476.pdf

◇（仮称）丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110587.html

---

◇（仮称）丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110572.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度補正予算　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）の公募について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110578.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の変更（閣議決定）及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110581.html

---

◇「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更（閣議決定）及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110472.html

****

[8] ***その他省庁発表***

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 455 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 25 日　本紙　第 682 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225h00682/20220225h006820004f.html

---

◇「教育進化のための改革ビジョン」を公表します
＜文部科学省　2022 年 2 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdKac4S5nd3i2bJ

◇改訂版 全国の学校における働き方改革事例集の公開について
＜文部科学省　2022 年 2 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdKac4S5nd3i2bN

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度アスベスト大気濃度調査検討会の延期について
＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110664.html

・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会（ペーパーレス）を開催します　　３月 11 日
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ni020s9z1uBiMBY
＜報告事項＞
　議題１．医薬品等の市販後安全対策について
　議題２．医薬品等の副作用等報告の状況について
　議題３．医薬品の感染症定期報告の状況について
　議題４．その他

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　３月 11 日
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p13WD1eYwwlaMhQ1Y

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）
　３月４日
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284965.html
（１）　組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（９価 HPV ワクチン）について
（２）沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DTaP）を含む混合ワクチンについて
（３）その他

・第 18 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会の開催について　　３月４日
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24130.html
（１）組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（９価 HPV ワクチン）について
（２）沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DTaP）を含む混合ワクチンについて
（３）その他

・新しい時代の学校施設検討部会（第 10 回）の開催について　　３月４日
＜文部科学省　2022 年 2 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdKac4S5nd3i2bK
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関する最終報告（案）について
2. その他

・薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会（第２回）の開催について　　３月７日
＜文部科学省　2022 年 2 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdKac4S5nd3i2bL
1. 今後の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの在り方について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・令和３年度第１回職場における化学物質管理に関する意見交換会　議事録　　２月３日
＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ymieyPst30uRh5BY
１　基調講演
「新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 課長 木口 昌子
「化学物質管理の大転換 法令準拠型から自律的な管理へ－背景・自律的な管理の概要・対応－」
独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長 城内 博
２　意見交換会
【コーディネーター】
東京理科大学 薬学部 医療薬学教育研究支援センター
社会連携支援部門 教授 堀口 逸子
【パネリスト】
独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長 城内 博
日本化薬株式会社 機能化学品事業本部
機能化学品研究所 分析グループ 梅田 真一
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 課長 木口昌子
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
化学物質評価室長補佐 吉見友弘
・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　　2月25日
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-liu-Msd73uht-BY
（１）請求事案の審査
（２）その他
・令和３年度 化学物質のリスク評価に係る企画検討会
＜厚生労働省　2022年2月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-liu-Msd73uhqWBY
****
[13] ***海外の化学物質管理情報***　＜NITE化学物質管理関連情報　第575号　2022年02月25日　から＞
〇国際
・Risks from Natural Hazards at Hazardous Installations (Natech)
＜経済協力開発機構(OECD)　2022年2月16日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/chemical-accidents/risks-from-natural-hazards-at-hazardous-installations.htm
OECDは、有害施設における自然災害により引き起こされる技術的事故(Natech)の化学事故に関するプログラムを、欧州委員会共同研究センター(JRC)、UNEP/OCHA共同環境ユニット、UNECE、およびUNEPと提携して進めており、有害施設への自然災害の影響についてのパンフレットを掲載した。
The Impact of Natural Hazards on Hazardous Installations　→
https://www.oecd.org/chemicalsafety/chemical-accidents/impact-of-natural-hazards-on-hazardous-installations.pdf
---
〇欧州
・Toy safety: Parliament wants stronger EU rules to protect children
＜欧州議会 (European Parliament)　2022年2月16日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220210IPR23018/toy-safety-parliament-wants-stronger-eu-rules-to-protect-children
欧州議会のメンバーは、子供の化学物質への暴露を防止するため、玩具に関連するリスクを欧州の法律で対処すること、またオンライン市場における安全でない玩具を取り除くために欧州玩具安全指令2009/48/ECおよび市場監視を強化したいと考えていると報じている。特に化学物質に関して、内分泌かく乱物質と特定された物質を、欧州委員会は直ちに玩具での使用を禁止すべきであるとしている。玩具安全指令の執行 (2022年2月) [PDF]
→ https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2022/698912/EPRS_ATA(2022)698912_EN.pdf
・Hazardous substances in the workplace: EP approves deal for stricter EU rules

＜欧州議会（European Parliament） 2022 年 2 月 17 日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220210IPR23021/hazardous-substances-in-the-workplace-ep-approves-deal-for-stricter-eu-rules
欧州議会は、2021/12/16 に欧州理事会と暫定合意していた「発がん性物質および変異原性物質指令の更新」が投票の結果、承認されたと報じている。アクリロニトリルとニッケル化合物の暴露限度の設定、およびベンゼンの限度を引き下げ、さらに生殖毒性物質にも指令の範囲を拡大することに合意している。
・Review: Restriction of the use of hazardous substances in electronics
＜欧州委員会(EC) 2022 年 2 月 14 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13137-Review-Restriction-of-the--use-of-hazardous-substances-in-electronics_en
欧州委員会は、電気電子機器中の特定の有害物質の使用を制限する RoHS 指令 2011/65/EU、並びに電気電子機器の廃棄物に関する指令 2012/19/EU を見直し、簡素化、効率化するイニシアチブの影響評価に関する 2022/03/14 までの情報募集を開始した。
・ECHA Weekly - 16 February 2022
＜欧州化学品庁(ECHA 2022 年 2 月 16 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-126
ECHA は ECHA Weekly の 2022/02/16 版を掲載した。
・ドイツ　建築素材による環境汚染に関する研究結果を公表 （発表日：2022/01/31）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構 2022 年 2 月 17 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46782&oversea=1

○米国

・EPA Reopens Comment Period for Draft Revised Risk Determination for HBCD
＜米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 2 月 14 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-reopens-comment-period-draft-revised-risk-determination-hbcd
EPA は、臭素化環状脂肪族クラスターであるヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の TSCA 第 6 条(b)に基づくリスク決定の改訂案に対する意見募集を再開することを発表した。現在の意見募集は 2022/02/14 までとなっているが、新たに 2022/02/17 から 2022/03/03 まで 15 日間の意見募集を再開する。
・Inventory of U.S. Greenhouse Gas Emissions and Sinks: 1990-2020
＜米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 2 月 15 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/15/2022-02694/inventory-of-us-greenhouse-gas-emissions-and-sinks-1990-2020
EPA は、米国の温室効果ガス排出量及び吸収源のインベントリ 1990-2020 年(草案)を公開し、2022 年 4 月に確定されるインベントリ報告書の全体的な質を向上させるための意見募集を開始した。意見募集は 2022/03/11 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Trade Secrets Claims for Community Right-to-Know and Emergency Planning (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 2 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/16/2022-03375/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-trade
EPA は、「地域住民の知る権利および緊急対処計画への企業秘密請求」と題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 1428.12)を審査と承認のため行政管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。これは現行の ICR の拡張案で、この通知により当該 ICR に関する 30 日間の追加の意見募集を開始した。意見募集は 2022/03/18 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Emergency Planning and Release Notification Requirements (EPCRA Sections 302, 303, and 304) (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 2 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/16/2022-03376/information-collection-request-submitted-

to-omb-for-review-and-approval-comment-request-emergency

EPA は、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法(EPCRA)第 302 条、第 303 条、および第 304 条に基づく「緊急対処計画および放出通知要件」と題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 1395.11)を審査と承認のため行政管理予算局(OMB)に提出したことを官公示した。これは現行の ICR の拡張案で、この通知により当該 ICR に関する 30 日間の追加の意見募集を開始した。意見募集は 2022/03/18 まで。

・Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD); Draft Revision to Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Determination; Reopening of the Comment Period

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 17 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/17/2022-03452/cyclic-aliphatic-bromide-cluster-hbcd-draft-revision-to-toxic-substances-control-act-tsca-risk

EPA は、臭素化環状脂肪族クラスターであるヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の TSCA 第 6 条(b)に基づくリスク決定の改訂案に対する 15 日間の意見募集を再開することを官報公示した。意見募集は 2022/03/04 まで。

・Information Collection Requestion Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Hazardous Remediation Waste Management Requirements (HWIR) Contaminated Media (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 18 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/18/2022-03512/information-collection-requestion-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-hazardous

EPA は、「有害修復廃棄物管理要件(HWIR)汚染された媒体」と題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 1775.09)の更新を行政管理予算局(OMB)に提出し、30 日間の追加の意見募集期間を設けたことを官報公示した。意見募集は 2022/03/21 まで。

〇カナダ

・Chlorhexidine and its salts

＜カナダ　2022 年 2 月 14 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/chlorhexidine-salts.html

カナダ政府は、クロルヘキシジン製剤の環境への排出を最小限に抑えるため、環境パフォーマンス協定(EPA)の提案を公開し、2022/04/15 まで 60 日間の意見募集を開始した。また報告要件に新たにクロルヘキシジンおよびその塩を含む、2022 年、2023 年、および 2024 年の国家汚染物質排出目録(NPRI)の対象物質に関する通知も公表している。環境パフォーマンス協定(EPA)　→

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/chlorhexidine-salts.html#a3

・Removal of substances from the Revised In Commerce List

＜カナダ　2022 年 2 月 19 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/removal-substances-revised-commerce-list.html

カナダ政府は、改訂商取引リスト(R-ICL)に収載される 602 物質を削除する通知を発行した。これは 2020/09/26 に R-ICL から少量または廃止された物質を除去する意図の通知を行っており、それに対する意見募集の結果を考慮したものと説明している。商取引のない物質の R-ICL からの削除(カナダ官報)　→

https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-02-19/html/notice-avis-eng.html#ne3

〇韓国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/KOR/1056

＜韓国　2022 年 2 月 18 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/177027?FromAllNotifications=True

韓国環境部(MOE)は、韓国の化学物質登録及び評価等に関する法律(化評法)に基づく許可物質の指定等に関する規定の

制定(案)を WTO/TBT 通報した。この規定制定(案)は許可対象物質の候補物質の指定方法、指定についての公開協議、利害関係者との協議などを規定するもので、この通報への意見提出は 2022/04/19 まで。
WTO/TBT 通報文書(韓国語)　→ https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/KOR/22_1687_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/KOR/1057
＜韓国　2022 年 2 月 18 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/177028?FromAllNotifications=True
韓国環境部(MOE)は、韓国の化学物質登録及び評価等に関する法律(化評法)に関する施行規則の一部改正(案)を WTO/TBT 通報した。この改正(案)は、許可対象物質の候補物質の指定、年間 0.1 トン以上 1.0 トン未満の化学物質の製造または輸入に関する情報要件、研究開発物質の届出による免除確認申請などを追加または改訂することを提案するもので、この通報への意見提出は 2022/04/19 まで。WTO/TBT 通報文書(韓国語)　→
https://members.wto.org/crnattachments/2022/TBT/KOR/22_1688_00_x.pdf
---

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory following issue of assessment certificate - 17 February 2022
＜オーストラリア　2022 年 2 月 17 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-17-february-2022
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第 83 条に従い、審査証明書の発行に続きインベントリに追加された 2 物質を公開した。
・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 18 February 2022
＜オーストラリア　2022 年 2 月 18 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-18-february-2022
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(IC Act 2019)第 82 条に従い、審査証明書の発行後 5 年が経過しインベントリに追加された 8 物質を公開した。
****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・岩手県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について
＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110666.html
・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 36,37,38 例目）
＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110662.html
・京都府の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 16 例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110660.html
・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 15 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110617.html

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220225.html
****

[付録]

◇そのセキュリティ警告画面・警告音は偽物です！「サポート詐欺」にご注意！！
－電話をかけない！電子マネーやクレジットカードで料金を支払わない！－
＜国民生活センター　2022 年 2 月 24 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_2.html

全国の消費生活センター等には、いわゆる「サポート詐欺」（パソコンやスマートフォンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」等の偽警告画面や偽警告音が出て、それらをきっかけに電話をかけさせ、有償サポートやセキュリティソフト等の契約を迫る手口）に関する相談が多く寄せられています。最近の相談の状況をみると、年間 5,000 件以上の相談が寄せられ、契約購入金額の平均金額は年々高額化しています（図 1）。また、最近はプリペイド型電子マネーによる支払いが急増していたり（図 2）、高齢者の被害が目立つ傾向がみられます。

国民生活センターでは 2018 年 11 月に注意喚起を行いましたが、最近の相談の状況を踏まえ、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）および独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携し、再度消費者へ注意喚起を行います。

図 1. PIO-NET (注) にみる「サポート詐欺」に関する相談と契約購入金額の平均金額の年度別推移

※2020 年度同期件数（2020 年 12 月 31 日までの PIO-NET 登録分）は 3,755 件

年度別相談件数：2016 年度は 5,418 件、2017 年度は 3,220 件、2018 年度は 7,211 件、2019 年度は 5,532 件、2020 年度は 5,495 件、2021 年度は 12 月 31 日までで 3,700 件です。

契約購入金額の平均金額：2016 年度は 23,722 円、2017 年度は 27,737 円、2018 年度は 39,235 円、2019 年度は 56,716 円、2020 年度は 81,103 円、2021 年度は 12 月 31 日までで平均金額は 141,665 円です。

図 2. 相手から指示される支払方法の年度別推移

クレジットカードの件数:2016 年度は 2,941 件、2017 年度は 1,906 件、2018 年度は 5,160 件、2019 年度は 3,680 件、2020 年度は 1,112 件、2021 年度は 12 月 31 日までで 428 件です。

プリペイド型電子マネーの件数：2016 年度は 327 件、2017 年度は 92 件、2018 年度は 144 件、2019 年度は 500 件、2020 年度は 2,346 件、2021 年度は 12 月 31 日までで 1,821 件です。

- （注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2021 年 12 月 31 日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

相談事例

【事例 1】

警告画面や警告音がきっかけで電話したところ、ウイルスの除去費用等を請求された

【事例 2】

次々に料金の支払いを要求されて、プリペイド型電子マネーで支払ってしまった

【事例 3】

コンビニの店員に詐欺と気付かされ被害に遭わなかった

相談事例からみる特徴と問題点

突然警告画面や警告音が出て、消費者を不安にさせて連絡を求めている

警告画面上の連絡先に電話すると、不安をあおられ有償サポート等の契約を迫られる

プリペイド型電子マネーで支払わせるケースが急増中／次々と支払いを迫ってくる

60 歳以上の消費者が契約当事者となる相談が増加中

電話の相手とのコミュニケーションが難しい場合がある

消費者へのアドバイス

「警告画面や警告音は偽物ではないか？」とまずは疑ってみましょう。警告画面に掲載されている連絡先に電話しないようにしましょう

警告画面や警告音が出ても慌てず、自分でパソコン等の状態を確認しましょう

自分で判断できない場合は周りの人に相談しましょう

支払い方法がプリペイド型電子マネーの場合は相手より早くチャージしたり、発行業者に連絡したりしましょう。

支払方法がクレジットカードの場合はクレジットカード会社に相談しましょう

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

消費者ホットライン：「188（いやや！）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の 3 桁の電話番号です。

表示された警告画面の消去方法等、パソコンに関する技術的な相談に対してアドバイスを求める場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」に電話またはメールで相談しましょう。相談の際の注意事項や関連情報などはホームページに掲載されています。

情報セキュリティ安心相談窓口
情報セキュリティ安心相談窓口（IPA：独立行政法人情報処理推進機構）
電話番号
03-5978-7509
相談受付時間
10:00～12:00、13:30～17:00（土曜日曜祝日・年末年始は除く）
メールアドレス
anshin@ipa.go.jp

◇【若者向け注意喚起シリーズ<No.9>】タレント・モデルなどの契約トラブル
－あなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて！－
＜国民生活センター　2022 年 2 月 24 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_1.html
全国の消費生活センター等にはタレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20 歳代の若者を中心に寄せられています。
以前は多く見られた街中でのスカウトに加え、最近はスマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだり、SNS で芸能事務所の募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけに、トラブルにあうケースもみられます。
相談事例
【事例 1】
「テレビ番組に出られる」「仕事をたくさん紹介する」と言われたがレッスンも仕事もない
【事例 2】
声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた
トラブル防止のポイント
芸能人にあこがれる気持ちにつけ込んで、あなたに期待を持たせる勧誘トークに注意！
悪質業者はあなたの夢につけ込んで「才能がある」と期待を持たせたり、「今決めないと合格を取り消す」などと急かして、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。家族や周囲の人に相談するなど「冷静」「慎重」な判断を心がけましょう。
レッスン、マネジメントのためと費用負担を求められても、その場で契約しない
オーディションや面接のために出向いた事務所で「有料のレッスン、マネジメント契約が必要」と不意打ち的な勧誘を受ける場合があります。
安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合はその内訳など、契約内容をよく確認しましょう。
2022 年 4 月から『18 歳で大人』に！
成人後は原則として、一方的に契約をやめることはできません。契約を急かす相手、お金を借りることを勧める相手をきっぱり断れる大人になりましょう。
不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！
********** 以上 **********